

たばこ煙の流出防止措置の効果を確認するための測定方法の例

喫煙専用室等を設置した上で、室内の煙を適切に屋外排気する装置（以下「屋外排気措置」という。）を稼働している場合の、たばこ煙の流出防止措置の効果を確認するための標準的な測定方法の一例を以下に示す。

なお、喫煙者がいる条件で測定を実施することもあるため、測定者の受動喫煙対策についても十分配慮すること。

1 喫煙専用室等に共通する事項

(1) 測定頻度

- ① 受動喫煙対策を変更した場合（新規で講じる場合を含む。）、速やかに測定を実施すること。
- ② 受動喫煙対策の効果を検証するため、四季による気温の変化や空気調和設備の稼働状況を考慮して、概ね3月以内ごとに1回以上、定期的に測定日を設けて測定を実施すること。

なお、測定の結果、良好な状態が1年以上継続し、かつ、当該区域のたばこ煙濃度に大きな影響を与える事象（自然現象含む。）がない場合、測定頻度を1年内に1回までの範囲で減らしても差し支えない。

- ③ その他、従業員や施設の利用者から希望があった場合など、必要があれば隨時測定を行うこと。

(2) 測定機器

- ① 喫煙可能区域（喫煙専用室等）内に向かう気流

JIS T 8202に準拠した一般用風速計を用いることが望ましい。なお、風速計のプローブには指向性があるため、測定時はプローブの向きに留意すること。

(3) 記録

測定結果は別添参考の記録用紙を参考として記録すること。記録は、3年間保存することが望ましい。

2 喫煙専用室等設置の効果の確認方法

(1) 喫煙専用室等の室内に向かう気流

喫煙専用室等と非喫煙区域の境界において、以下を満たさない場合は、入口にのれん、カーテン等を設置し、開口面を狭くする工夫、屋外排気装置の改善等を検討する必要がある。

- ・ 喫煙専用室等の室内に向かう気流：全ての測定点で0.2 m/s以上

(2) 測定方法

① 測定点（場所）

喫煙専用室等と非喫煙区域の境界の主たる開口面において、扉等を完全に開放して測定すること。測定点は開口面中央の上部、中央部及び下部の3点とすること。

のれん、カーテン等を設置し、開口面を狭くする工夫をしている場合においても、のれんやカーテン等で覆われていない開口面中央の上部、中央部及び下部の3点とする。

② 測定条件

喫煙専用室等の室内に向かう気流の測定を行う際は、喫煙専用室等を使用する状態で各装置を稼働させ、喫煙者が最も多いと思われる時点で測定するよう努めること。

まず、測定時にスモークテスターや線香で風向きを確認することが望ましい。また、1測定点当たりの測定は複数回行うことが望ましい。

なお、扉を閉めて喫煙専用室等を使用する場合であっても、気流の測定の際は、喫煙専用室等の出入口の扉を開放すること。

(別添参考)

たばこ煙の流出防止措置の効果の確認のための測定結果

記録用紙（例）

1. 測定の実施日等

(1) 施設の名称	
(2) 測定の実施日時	
(3) 測定場所	床面積 (m ²) 、天井までの高さ (m) 許容人数 (定員) (人)
(4) 測定時間	: ~ :
(5) 測定実施者	(所属) (氏名)
(6) 測定の目的	1 措置の変更 (新規含む。) 時の測定 (前・後) 2 措置の効果の確認のための定期的な測定 3 その他 ()

2. 測定時の状況等

(1) 喫煙の状況	(測定時の喫煙人数 : 最高 人、平均 人) (測定時間中の喫煙本数 : 本)
(2) 気温、湿度	気温 : ℃、湿度 : %
(3) 測定点の高さ	気流 (上 : cm、中 : cm、下 : cm)
(4) 機器の稼働状況	<屋外排気装置> ①稼働状況 (24時間連続運転、: ~ : まで運転) ②処理風量 (m ³ /min × 台) ③前回の保守管理の実施日 : 年 月 日

	<p><空気清浄装置></p> <p>①稼働状況 (24時間連続運転、～：まで運転)</p> <p>②処理風量 (m³/min × 台)</p> <p>③前回の保守管理の実施日：年月日</p>
(5) 測定機器	メーカー名： 機種・型番：

2. 測定場所の概略図（主要な設備、測定機器の配置）



※ 図中に、測定点、各測定点に関する特記事項、窓の開閉状況を記載し、屋外排気装置による空気の流れを矢印で示すこと。空気調和設備又は空気清浄装置を使用している場合は、当該装置の排気方向を矢印で示すこと。

3. 測定結果

(1) 喫煙専用室等（喫煙可能区域）と非喫煙区域の境界における気流

測定点	1回目 ～： ：	2回目 ～： ：	3回目 ～： ：
上部	風速： m/s 風向：	風速： m/s 風向：	風速： m/s 風向：
中央部	風速： m/s 風向：	風速： m/s 風向：	風速： m/s 風向：
下部	風速： m/s 風向：	風速： m/s 風向：	風速： m/s 風向：

4. 備考

脱煙機能付き喫煙ブースの性能を確認するための測定方法の例

施行時点で既に存在している建築物等であって、管理権原者の責めに帰することができない事由によって、喫煙専用室等の屋外排気が困難な場合にあっては、一定の経過措置が設けられている。この場合に例外的に認められる脱煙機能付き喫煙ブースの性能を確認するための測定方法の一例を以下に示す。

たばこ煙には粒子状成分とガス状成分が含まれることから、施設の管理権原者は、たばこ煙中の粉じん及びガス状物質を除去可能な性能を有することを確認する。また、脱煙装置の性能は使用に伴い処理能力が低下するため、継続的に性能確認試験を実施して評価を行うことが求められる。

1 性能確認試験の概要

(1) 測定頻度

- ① 脱煙機能付き喫煙ブースを新規に設置した場合は、速やかに測定を実施すること。
- ② 脱煙機能付き喫煙ブースを変更した場合は、速やかに測定を実施すること。
- ③ 基準に不適合の状態で脱煙装置を稼動しないように、定期的に測定を実施すること。

脱煙装置のフィルター等は、使用頻度により交換時期が変わる。定期的に測定日を設けて測定を実施し、各設置場所におけるフィルター等の交換時期を把握すること。図1及び図2のように、設置直後の測定後は、概ね3ヶ月以内ごとに1回以上の間隔で測定をすること。ただし、性能が下がり、基準値付近となった場合は、測定間隔を概ね1ヶ月以内に1回以上とし、基準を満たした状態でフィルター等を交換すること。フィルター等を交換した場合は、性能を確認するための測定を行うこと。

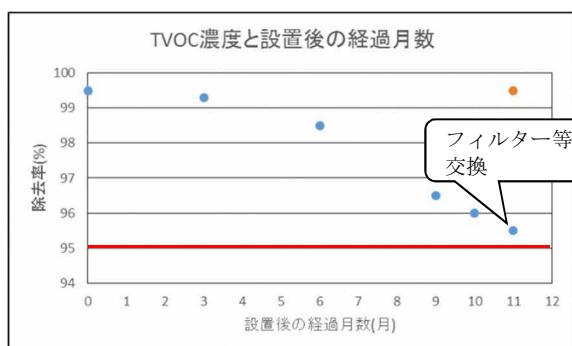


図1 フィルター等交換のイメージ①

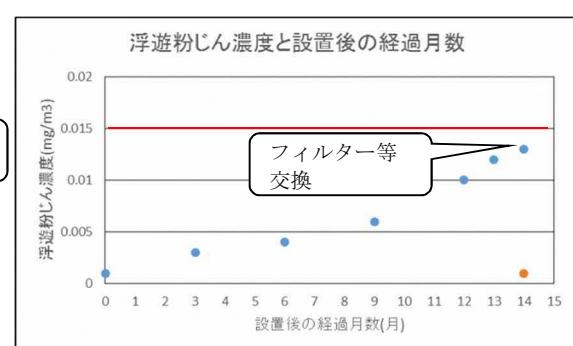


図2 フィルター等交換のイメージ②

- ④ その他、従業員や施設の利用者から希望があった場合など、必要があれば隨時測定を行うこと。

(2) 測定機器

① 噸煙専用室等に向かう気流

JIS T 8202に準拠した一般用風速計を用いることが望ましい。なお、風速計のプローブには指向性があるため、測定時はプローブの向きに留意すること。

② TVOC(総揮発性有機化合物)濃度

分解能 1 ppb以上を有する携行型揮発性有機化合物モニターを使用すること。

③ 浮遊粉じん濃度

公的機関により較正された相対濃度計（デジタル粉じん計）を用いること。

なお、相対濃度計を用いた場合は、下記通達の別紙2表1で示された質量濃度変換係数を用いて濃度に換算すること。

通達名：労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喰煙対策について（平成27年5月15日付 基安発0515第1号）

注意） 通達は最新のものを確認すること。また、通知別添の表中にはない型の機器を使用する場合は、個別にお問い合わせ下さい。

(3) 記録

測定結果は別添参考の記録用紙（例）に従い記録すること。記録は3年間保存することが望ましい。

2 測定の方法

(1) 基準値

- ① 喫煙専用室等に向かう気流：開口面の全ての測定点で0.2 m/s以上
 喫煙専用室等と非喫煙区域の境界において、以下を満たさない場合は、入口にのれん、カーテン等を設置し、開口面を狭くする工夫、屋外排気装置の改善等を検討する必要がある。
- ② TVOC濃度：除去率が95%以上であること
 除去率計算式： $\{1 - (\text{排出口濃度} - \text{排出口バッググラウンド濃度(※)}) / (\text{吸入口濃度} - \text{吸入口バッググラウンド濃度(※)})\} \times 100$
 ※バッググラウンド濃度とは、たばこに火をつける前の測定点における濃度のこと。
- ③ 浮遊粉じん濃度：排出口濃度で 0.015mg/m³以下

(2) 測定方法

① 測定地点（場所）

ア 喫煙専用室等に向かう気流

 喫煙専用室等と非喫煙区域の境界の主たる開口面において、扉等を完全に開放して測定すること。測定点は開口面中央の上部、中央部及び下部の3点とすること。

 のれん、カーテン等を設置し、開口面を狭くする工夫をしている場合においても、のれんやカーテン等で覆われていない開口面中央の上部、中央部及び下部の3点とする。

イ TVOC濃度

 脱煙装置の吸入口付近及び排出口付近を測定点とする。なお、バックグラウンド値として、たばこに火をつける前の吸入口付近及び排出口付近においても測定する。

ウ 浮遊粉じん濃度

 脱煙装置の排出口付近を測定点とする。

② 測定条件

 測定を行う際は、喫煙専用室等を使用する状態で各装置を稼働させること。

ア 喫煙専用室等に向かう気流

 測定時にスモークテスターや線香で風向きを確認することが望ましい。また、1測定点当たりの測定は複数回行うこと。

 なお、扉を閉めて喫煙専用室等を使用する場合であっても、気流の測定の際は、喫煙専用室等の出入口の扉を開放すること。

イ TVOC濃度

 1測定点における測定時間は10分間以上とすること。測定時間が10分の場合は、1分間隔で10個の測定結果をとり、その算術平均値の値を測定結果とする。各測定点における測定時間は同一とすること。

 喫煙専用室等における定員2倍量の着火したたばこ（例：写真1）から副流煙を発生させて、吸入口及び排出口で測定する。たばこが燃え尽きる前に交換し、喫煙専用室等の定員2倍量の着火したたばこの本数を維持すること。



写真 1：着火したたばこを並べた様子

ウ 浮遊粉じん濃度

排出口における測定時間は、10分間以上とすること。排出口における排気の気流の向きに注意して、測定機器を設置すること。

たばこの副流煙の発生方法は、TVOC濃度と同様の方法とし、たばこの本数は喫煙専用室等の定員2倍量を維持すること。

備考

- (1) 同一の喫煙専用室等の測定においては、1台の携行型揮発性有機化合物モニターを用いて全測定点を測定し、バックグラウンド値や排出口等の低い濃度と思われる測定点から測定することが望ましい。
- (2) 携行型揮発性有機化合物モニターの測定値が、ゼロ付近まで下がらなくなつたときは、活性炭チューブをつける等して、清浄な空気を10分間以上流し続けてから、ゼロ点較正を行うこと。標準ガスによる較正は半年以内に1回以上行うこと。

(別添参考)

脱煙機能付き喫煙ブースの性能を確認するための測定結果
記録用紙（例）

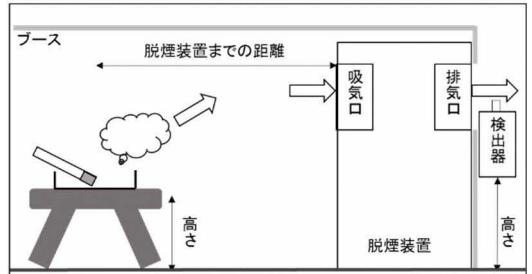
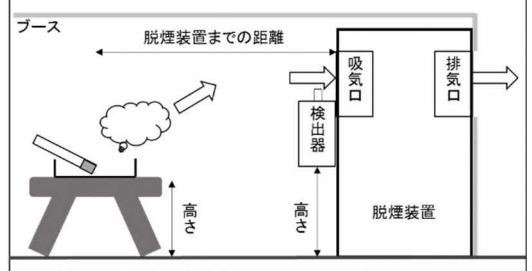
1. 測定の実施日等

(1) 施設の名称			
(2) 脱煙機能付き喫煙ブースの型式等	メーカー：		型式：
(3) 測定の実施日時	年 月 日 : ~ :		
(4) 測定場所	喫煙ブースの面積 (m ²) 、天井までの高さ (m) 喫煙ブースの定員 (人)		
(5) 測定実施者	(所属) (氏名)		
(6) 測定の目的	1 脱煙機能付き喫煙ブースを新規に設置した場合の測定 2 脱煙機能付き喫煙ブースを変更した場合の測定 3 脱煙機能付き喫煙ブースの定期的な測定 4 その他 ()		
(7) フィルター等の交換	あり () 、なし		

2. 測定時の状況等

(1) 喫煙の状況	測定時間中の喫煙本数： 本		
(2) 気温、湿度	気温： °C、湿度： %		
(3) 測定点の高さ	気流（上： cm、中： cm、下： cm）		
(4) 機器の稼働状況	<脱煙装置> ① 稼働状況（24時間連続運転、～まで運転） ② 前回の保守管理の実施日： 年 月 日		
(5) 測定機器	(風速計) メーカー： 機種・型番： (揮発性有機化合物モニター) メーカー： 機種・型番： (デジタル粉じん計) メーカー： 機種・型番：		

3. 測定場所の概略図（たばこ煙、測定機器、脱煙装置の位置関係等）



イメージ図

※ TVOC及び粉じんについては、図中にたばこ煙の発生場所、測定機器の設置場所及び脱煙装置（吸入口及び排出口）の位置関係（高さ・距離）を記載すること。また空気調和設備を使用している場合は、喫煙専用室等の室内の排気方向を矢印で示すこと。

4. 測定結果

(1) 喫煙専用室等に向かう気流の測定結果

測定点	1回目	2回目	3回目	平均値
上部	風速： m/s	風速： m/s	風速： m/s	風速： m/s
中央部	風速： m/s	風速： m/s	風速： m/s	風速： m/s
下部	風速： m/s	風速： m/s	風速： m/s	風速： m/s

(2) TVOC（総揮発性有機化合物）の測定結果

測定回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
排出口 バッググラウンド(a)					
吸入口 バッググラウンド(b)					
排出口(c)					
吸入口(d)					

測定回数	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	平均値
排出口 バッググラウンド※(a)						
吸入口 バッググラウンド※(b)						
排出口(c)						
吸入口(d)						

※バッググラウンド濃度とは、たばこに火をつける前の測定点における濃度のこと。

除去率 (%) 計算式 = $\{1 - (c-a)/(d-b)\} \times 100$

除去率 (%) : _____ %

(3) 浮遊粉じんの測定結果

測定場所	測定結果
排出口付近	mg/m ³

5. 備考